

木津川市上下水道事業に係る工事等電子入札運用基準

(準用)

第1条 木津川市上下水道事業に係る工事等電子入札に関しては、法令等に定めがあるものを除くほか、木津川市工事等電子入札運用基準（平成25年3月1日施行。）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
(木津川市水道事業に係る工事等電子入札運用基準の廃止)
- 2 この基準の施行に伴い、木津川市水道事業に係る工事等電子入札運用基準は廃止する。